

第6回 JASRAC著作権ゼミナール

著作権教育の実践事例

「著作物利用に関する

判断力と実践力を育てる著作権教育

～国語科でのパンフレット作りを通して～」

講師：佐和 伸明 氏

千葉県松戸市立馬橋小学校教諭

皆さん、こんにちは。千葉県松戸市立馬橋小学校の佐和と申します。

私、小学校におりますが、小学校の先生はいらっしゃいますでしょうか。

ちょっといらっしゃるんですね。ほっとします。今日は小学校での実践を中心にお話をしますので、よろしくお願いします。

私の話は、JASRACさんに呼んでいただいたから音楽の話かというところではなく、国語科でのパンフレットづくりのお話をしていきたいと思っています。受付のところ、こういうパンフレットを1枚入れていただきましたので、非常にお手数ですが探していただいてよろしいでしょうか。私は、この松戸市立馬橋小学校というところから来まして、皆さんにお配りしたパンフレットは、お客様、他校の先生向けというパンフレットなんですね。実は、このパンフレットは4種類ありまして、後ほどご説明しますが、新入生用だったり保護者用だったり、それから在校生用だったりするんですね。このパンフレットは、私がいる学校の紹介がしてあります。もともと、馬橋小学校という学校は、情報教育に力を入れている学校でして、二十数年前から、松戸市の教育委員会の指定を受けて情報教育の研究をしており、それから昨年度、今年度は、文化庁から著作権教育の実践協力校となっています。

何が言いたいかというと、実はこのパンフレットは、子供たちがつくったものなんです。教職員がつくったというものではなくて、実際に私が担任していた昨年度の6年生が全部つくっています。きょうは、このパンフレットづくりを通して、子供たちにどのような著作権教育をしてきたかという話をさせていただきたいと思います。

まず、なぜパンフレットづくりかということ、きょうはパンフレットネタですけども、新聞でもウェブページでもそうですけども、子供たちに何か物をつくらせて発信していくという活動をするときに、著作権教育というものはやらざるを得ないものなんですね。このパンフレットも、不特定多数の人に配るわけですから、著作権に関するものをクリアしていかないといけません。そういうものをうまく教育現場に位置づけていくという事例を紹介をしていきたいと思います。小学校の事例ですので、気楽に聞いてください。

このパンフレットは、今お話したように6年生の児童がつくっているんですが、いきなり6年生で著作権教育をしているわけではありません。5年生のときに何をしてきたかということ、著作権とはどういうものかという勉強をしています。著作権というのはだれもが持っている平等な権利であるということや、勝手にまねをしちゃいけないんだよなんてことを、デジタルコンテンツとか、子供たち同士の話し合いを通して学んでいます。

そして6年生になってどんな指導をしてきたかということ、著作権というのは、守られるべき権利で勝手に使ってはいけないんですけども、そこでは終わらず、自分の成果物をよりよくするために、どうしたら使うことができるのかということ、それを指導しました。それがパンフレットづくりの事例です。どんな力を育てたいかということ、著作権や情報モラルに関する判断力を持ち、それから、判断したものを実際に自分の考えで実行し行動していくという実践力を育てたいというのが、私のねらいです。

5年生で行った具体的な著作権教育ですが、まず問題の所在としては——この実践は、2007年なのでちょうどこのころある国の遊園地で日本のドラえもんとか、ミッキーマウスとかに似たものが歩いているということがさんざん報道されていました。

そこで、子供たちは、著作権という言葉をよく聞いていましたし、アンケートをとると、74%の子が「著作権の意味を知っている」と言うんですね。つまり、クラスの4分の3の子供は「著作権を知っているぞ」という答えなんですね。次に別の角度からもう1つアンケートをとったものがこれで、「では、自分とか友達作品にも著作権があると思うか」と聞くと、「ある」と答えるのは27%、4分の3。58%の子は、「いや、自分や友達作品に、そんな著作権という立派なものはない」と答える。有名なマンガのキャラクターであるとか、絵とか、音楽だとか、そういう商品化されているようなものは著作権はあっても、それらと自分とか友達作品はちょっと違うだろうと、この時点では思っていたんです。

そこでまず、自分たちの身の回りのものにも著作権があるんだということを、子供たちに知らせるための時間をとりました。なぜ著作権というものがあるかということと、「自分の作品もほかの人の作品も、同じように大切なものなんだよ」ということを知らせたいと思ったわけです。そのための時間は60分だけです。小学校の1単位時間は45分なんですけど、ちょっと15分ほど延長しました。

現場では今、情報モラル教育とか著作権教育というと、わりとデジタルコンテンツといわれる教材はたくさんあるんです。有償のものもあれば無償のものもあります。それこそ著作権の関係でここでは画面を出せなかったんですけども、某企業のつくったデジタルコンテンツを使って勉強しました。

どんなものかというと、「インターネット上で絵を書いた展覧会をする。だから何か絵を書きなさい」と言われた男の子が、校内LAN上にある一人の女の子の絵を持ってきて、色をパソコンで変えてちょっとつけ足して、「これは自分の作品だ」ということにして、校内のインターネット展覧会に出したらそれを見た女の子が泣いてしまったというものです。「さて、その女の子はなぜ泣いたんでしょう？」という流れなんですね。そこから、作品の大切さを考えましょうと。みんなで相談して、15分で勉強を終えましょうというコンテンツなんです。

でも、それだけでは作品の大切さだとか思いが子供たちにわかるとは思えなかったので、どんなことをしたかということ、宿題として、「今まで5年間、自分が学校でつくった、または家庭でつくったいろんな作品の中で、一番お気に入りの作品をとにかく1個持ってきてください」と、子供たちに言いました。すると、国語だと習字とか詩とか、読書感想文とか、新聞とか、図工、墨絵、絵画、図工、焼き物。理科では、観察記録とか、さまざまなものを持ってきました。さっきデジタルとアナログって岸本先生がおっしゃったんですけども、中には、ウェブページが自分の一番の作品だという子供もいました。でも、キャラクターでは、やっぱりパソコンでついたキャラクターみたいなものを持ってくる子もいる

んですよ。

各自が持ってきたものを、とにかく「どんな思いでそれをつくったのか、周りの友達に紹介しなさい」という活動をしました。このスライドは何か図工でつくった低学年のころの作品ですね。それを、どんな思いでつくったのか、どんな工夫をしたのか、どんな努力をしたのか、そのときの思いをみんなでお話しています。

この子は、作曲ですね。自分の音楽を趣味でつくっていて、それが「実は、これが一番お気に入りなんですけど、みんな聞いてよ。けどこれをつくるときにはこんなに大変だったんだよ」という思いを語るわけですね。

この子は、小っちゃいころに書いた、多分、2年生か3年生ぐらいの時の絵画。これをつくるときにどんな工夫があったのかという話をまずさせます。それをみんなで聞きます。グループをつくって、「何とかちゃんの作品は、こういう思いでつくったんだね」と、次から次へと発表させて聞かせます。そして、グループの集団から徐々に学級の集団へと広がっていったわけです。

では、何をしたかったかということ、作品の大切さについて、まず自分の作品が大切だということに気づかせたかったのです。それを、横の友達作品へそしてクラス全体に広げていくこと。それから、次に目を向けるのは、校内の作品ですね。クラスの中までは、顔も名前も当然わかっているし、だれの作品かというのはすぐ結びつくんだけど、よく校内を見回すと、学校というのはこういう著作物の宝庫みたいな言われ方をしています、いろんな作品があります。中にはだれがつくったのか名前さえ知らない子の作品もあるわけですね。けど、この一連の流れからその作品を見ることによって、「ああ、この作品はだれのもんだかよくわからないけど、自分と同じような思いを持って作品をつくっているんだ」ということに気づかせたかったのです。校内を歩いて、どんな作品があるのかということを探させました。

ここからは校外活動なんですけど、もっと町の中とか世の中を見回して、そういう作品を見てみましょうという勉強をしてきたということなんです。

文化庁さんとJICAさんが毎年外国の方をお招きして、著作権教育を3週間ぐらい日本でしているんですね。その中で一日、小学校・中学校の授業を視察する時間があって、私は4年間ぐらい続けて授業を見せています。たまたまこの実践の時に外国の方が来たんです。外国人が来て子供たちは何を言い出したかということ、自分たちが勉強していることというのは、自分だけの問題でなくて、世界中の人がそういうことについて勉強しているんだということに気づいたんですね。自分たちの勉強というのは、国を超えても重要なものであるということに気づかせてもらいました。授業公開の依頼を受けるときには——ちょっと面倒くさいなと思ったんですけども、こういうことでは、子供たちにとってはいい経験だったかなと思っています。

こういう学習を通して子どもたちがどう変容したかということ、「自分や友達の作品に著作権があると思いますか」、と聞くと100%あると答えます。著作権の意味を理解できたの

です。中でも、「自分の作品や友達作品にも著作権があるんだよ」ということがわかります。それから、もう1つは、「つくった友達（作者）の気持ちがわかったか」と言うと、もともと自分から発想していますから、「とてもよくわかった」ということなんです。やっぱり、小学校での著作権や情報モラル教育というのは、法律があるからどうというだけではなくて、著作権者の気持ちを考えさせることが大事だと思うんです。なかなか法律を覚えさせるというわけにはいきませんから、どうしてそうなのかと常に返してあげることが大事かなと思います。ここまでが前段です。

次に、6年生でどういうことをしてきたかという、5年生の実践で、友達や自分の作品は著作権があるということをお子孫に勉強していますから、6年生になったときに次の質問を試してみたいですね。「不特定多数の人に作品を見てもらうために、他人の著作物を公開したい、使いたいときにどうすればいいかわかりますか」と聞くと、「わかる」という子が14%いたんですけど、「わからない」が59%、「どちらとも言えない」が27%でした。つまり、ここで教育を終えてしまうと、「著作権、著作物があるから、それは勝手に使ってはダメなのよ」ということで終わってしまうわけですよ。それは全部自分が創作すれば文句はないんだけど、何かをつくる、例えばこんなパンフレットをつくる時に、何から何まですべて自分の力で作るよりも、だれかのものをお借りしたほうが、つまり許諾を得たほうがいいものができることがありますね。そういうときには、この先を教えないと、「使っちゃいけない」で終わってしまう。許可をもらって使ったほうがいいのかかわらず、使わないで我慢してしまうということになるだろうという思いが、もともと今回の授業を計画した発想です。

パンフレットづくりというのは、国語の授業にありますので、国語の授業を12時間使っています。残り12時間は、パソコンでこのパンフレットをつくる時間が10時間。そこにはゲストティーチャーを呼んだりするのも含めています。だから、著作権教育は2時間だけなんです。その中に位置づいているということです。

ねらいは、著作権や肖像権などの情報発信における問題点を理解して適切に処理することです。利用者を想定して役に立つパンフレットをつくるか、意図や目的に応じて書く必要のある事柄を整理するなどは国語のねらいですね。

では、どんなふうな活動をしてきたかという、まず最初に校長のほうから、「あなたたちは最高学年だから、学校のパンフレットをつくってほしい」とミッションを出してもらいます。それで、パンフレットについて子供たちが研究をします。本物のパンフレットというのは、どんなものだろうと。またゲストティーチャーなどを呼んで、どういうパンフレットがよいかということをお子孫に研究した後、実際にパンフレットをつくりたい。今、お配りしたのは他校の先生用ですが、そのほかに新入生、保護者、在校生用があります。

大体、子供がつくったら終わりにしますが、大事なことはよりよい作品にすることです。よい作品にするためには、よりよくしなきゃいけないというモチベーションをもちこたせることが必要なんです。そこで、最終的には学年コンペといって——コンペ

ティションですね——クラスごとに作品をつくって、よいクラスの1作品だけしか採用しないということにしました。だから、選ばれるためにはブラッシュアップして、よい作品をつくっていくというふうに子供たちに仕向けました。

著作権教育はどこに位置づいているかという点、完成の一手手前に著作権教育を入れました。全体の流れをお話しましたが、写真を使ってもうちょっと詳しくご説明します。

まず目的意識は、校長が出てきて、何のためにつくるのか、作品に対する意欲を子供たちに持たせることをしました。これがほんとうに、学校を代表したパンフレットになるんだぞと。伝える相手とゴールを明確にする。伝える相手は4つのターゲットで、ゴールは実際に配布。しかし、配布するのは学年代表の1作品だけで、学年コンペで決めますよと。つまり、ほんとうに使ってもらえるんだという期待感と、そのためにはいろんな大変なことがあるぞという切実感を持たせるということです。本物というのは、やっぱりそれを配る以上は、子供の作品といえども、ある程度のクオリティーが必要なもので、本物を見る目を養う。子供たちがパンフレットを集めてきてパンフレット研究をさせます。ゲストティーチャーとして出版社の方をお呼びして、その手順と大事なことを教えてもらうんですね。これは、作品のイメージと完成に向けてすべきことを子供たちに伝えることで計画性を持たせるということです。

とはいって、それだけのパンフレットをつくるのは結構大変なので、今回はバーチャル模造紙「わいわいレコーダー」というコンピューターのアプリケーションソフトを使いました。子供たちが同時にそこに書き込むことができるソフトなんです。それでもやっぱり時間がかかります。そこで、コンピューター室の環境だけでは足りないので、廊下にパソコンを並べて好きなときにつくってよいという学習環境を作りました。納得するまで作業させることで自分の作品に対するこだわりを持たせるような工夫をしていくわけですね。

そして一番肝心なのは、よい作品にするために話し合う。さっき、もず先生が、大学生でもできたら自分の曲が名曲だと言うとおっしゃっていましたが、小学生なんかまさにそうです。1回形ができたら飽きちゃうんですよ。その後、グループで見直しをさせます。「どこか直すところはありますか」と。でも、それでも「完璧だ」と言います。ではどうするかというと、他のグループに見せて、よいところと問題があるところに付せん紙を貼らせます。そうすると、自分ではいいと思っても伝わっていない。パンフレットなんか伝わって何ぼですよ。伝わらないものはだめなわけです。そうすると、ここに問題があるということが突きつけられるわけですね。ほかの子の頭の中を可視化している状態になります。

このアドバイスをみて、もう1回グループ内で話し合っ、つくり直しをするわけです。これで完成かという点、ほんとうはこれで普通は完成なんです、ここからいよいよ本番になります。

残り何分でしょう。残り7分ぐらいですかね。はい、頑張ります。

普通の学習はここで終わりですよ。だけど、活動の中にほんのちょっと著作権教育を入れることができるんじゃないのかというのが提案なんです。つまり作品ができたところ

で著作権の視点から作品をもう1回見直すわけです。パンフレットに使っている写真や文章は問題ないか、もう1回子供はその目線で見ます。伝わりやすいのか、ターゲットにとっていいパンフレットなのかという目線をちょっと変えて、著作権教育の目線から見ると、「あらあら、これは大丈夫なの?」「これ、インターネットからとってきた画像じゃないの?」みたいなことに、付せん紙が貼られるわけですね。「こういうところはどうも問題がありそうだよ」と、出てくるわけです。「じゃ、これどうするの?」って話になったときに、子供たちは「そう言えば私たち、先生に、原稿で使われたり、論文で使われたり、ホームページで出されるときに、何か書かされているぞ」ということに気づくんですね。

本校では、許可をとる必要があるときに、こういう承諾書というのを渡して、「こういう目的で使うのでどうでしょう」と、本人と保護者に確認しています。きょう見せている写真も、実は許可をもらって使っていますが、念のためモザイクが入っています。「あれを使えばいいんじゃないの?」ということに子供たちは気づきました。ホームページの写真を使うお願いであったりとか、写真を使うお願いというのを手書きで書いたんです。これを書くところが、つまりなぜこれが必要かという話し合いが、著作権教育の山場になりました。

この後どうするかというと、実際に電話をかけて許可をとりに行ったり、友達に承諾書を渡して、本人と保護者の印鑑を押して返してもらうような活動にするんですが、やっぱり一番大変なのは、外に行って許可をもらうことですね。この写真は僕たちがよく飲みに行く居酒屋の親父さんなんですけど、結構怖い顔をしています。一体、だれがここに行くんだよという話になると、子供たちは非常に困るんですね。緊張と不安。「ああ、嫌だ、行きたくないよ」ということになります。でも、行ってみると「ああ、こんなに立派に紹介してくれてありがとう。すばらしいよ、君たちは立派だよ」と褒められて、あげくの果てに、アイスか何かごちそうになるわけですね。この体験が大事で、あいまいじゃなくて、ちゃんとここまでやったから褒めてもらえたし、喜んでもらったんだということが伝わりました。

ここまでしていくと、子供たちは許可をとることが、実は苦ではなくて楽しくなる、当たり前になるんじゃないかなと思っています。それによって許可がとれたのが、居酒屋とかコーヒーハウスとか中華料理屋とか和菓子屋とかお土産屋です。あとは学習で利用したようなところから許可をとってできあがったのが、今、お配りしたパンフレットでございます。

時間があと5分ですね。

このスライドは実際にコンペをして、3年生に投票してもらっているところですね。新入生用、在校生用、保護者用、他校の先生用と、実際にコンペで厳しく選びます。落ちるクラスも当然あります。ただ、フォローのためにホームページでは公開しました。

学校説明会でも、保護者にパンフレットを配って、ほんとうに自分たちのものが、ちゃんと著作権までとって一生懸命やったものが渡せるんだという実感をもたせました。また

公開研究会、この19日にあったんですけど、そこでも紀要であるとか、CD-ROMと一緒に、子供がつくったパンフレット——今皆さんにお配りしたパンフレット——を配っています。ここまでするには、やっぱり著作権が大事だということですね。

それでは、まとめます。

今回のパンフレットづくりを通した著作権教育を通して、著作権としての意識を高めることができました。やっぱり本物をつくったり、自分の作品をこだわりを持ってつくることがないと、子供たちはなかなか著作権について深く学んだりとか、真剣に考えるという場面がづくりにくいんじゃないかなと思いました。

それから、著作権がとれないとコンペにもエントリーできないという設定です。せっかくここまでつくったものを何とかしたい、何とかエントリーしたいという思いで、子供たちは切実感を持って一生懸命取り組みます。これがよかったかなと思っています。

「著作権教育というのは大事だ」とどの先生も言うんです。要らないという先生は聞いたことがありません。しかし実際には、時数の確保が難しいこととか、創作活動と結びつきにくくて、「言って終わり」みたいな指導になることが多いんだけど、今回のように創作活動の中に入れることによって、時数をそう多くとるわけでもなく、実際に子供たちに切実感を持って学習をさせるようなことができたのかなと思っています。ですからパンフレットづくりじゃなくても、新聞づくりでも、ウェブページでも、ポスターでもいいわけですね。

それから、具体的な対処方法まで体験させること。教師は、「勝手に何々しちゃだめだ」「廊下を走るな」とか、そんな話は得意なんだけど、じゃ、どうしたらいいのかという話はなかなかしない。そこで実際にこういう学習をすることによって、子供たち自身に判断させることとか、実践させるようなことが、できるんじゃないかなと思っています。

課題は、これはとりあえず自分のクラスでや学年では行いましたが、学校として、または地域として、どうやって今後カリキュラム化していくかみたいところは課題として残っています。

それから、今配っているパンフレットは子供たちからの許諾はとったんだけど、学校って、子供は卒業しちゃいますよね。さっき岸本先生が教えてくださった職務著作ですか、法人著作。何かそういうものって僕たちはまだ甘いんじゃないかなと思うわけですよ。実際、これだって、今皆さんにお配りしているのは平成20年度現在であって、21年度のデータは載っていないんですね。これを改変するとかいうときに、やっぱり子供たちには、そこまで確認していない。今後はきちんと私たちがお手本になって、やっていく必要もあるのかなと思っています。

ちょっと早いですけど、押しぎみのようなので、以上で発表を終わらせていただきます。ご指導、ご助言いただければと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

【司会】 佐和先生、ありがとうございました。

それでは、岸本先生から講評をお願いいたします。

【岸本】 佐和先生、ありがとうございます。今の発表をお伺いしまして、非常に素晴らしいなと思いましたのは、制度についての知識だけを伝えようというのではなくて、体験的に小学生に許諾をとる手続まで踏み込んで学ぶ機会を与えたということです。というのは、学校の中では、確かに授業中に子供たちが発表するときや、先生が教材を使って授業をする場合において許諾をとる必要は全然ないんですけども、でも、実際に子供たちが学校外で活動をする、あるいは卒業して——ちょっと遠い将来ですけども——社会に出ていったときには、許諾をとらないと使えない場合のほうが多いわけですね。そういう意味では、実際に社会に出たときに、「無断利用をできない、じゃ、どうすればいいのか」というところまで踏み込んで学ぶ機会を与えたということで、非常に素晴らしいことだなと思いました。

先生の資料の中に、「勝手に使うことはできないと教えるだけでは、著作物を活用した発展的な創作活動を妨げることになるのではないか」とまとめていらっしたんですけど、まさにそのとおりだと思います。著作権があるからなるべく使わないということではなくて、既にある著作物を利用してさらに素晴らしい作品にしていくには、具体的に何をしたらいいのかということ、体験的に子供たちが知る機会をつくっていただいたということは、非常に有意義だったのではないかなと思います。

ちょっとお聞きしたいのは、今、ご家庭に肖像利用などのお願いをするときの承諾書をベースにして、子供たちに承諾書をつくらせたとか、あとは実際にお店に行って交渉をさせてみたということをおっしゃっていたんですけども、そういう一連の許諾をとるための手順といいますか手続において、何か特にご苦労されたことはあったのかということと、あと、許諾を得られたお店だけ載せましたとおっしゃっていたんですが、実際に「これは載せないでほしい」と、許諾をもらえなかった例というのはあったんでしょうか。

【佐和】 ありがとうございます。

許諾を得ない店はありませんでした。というか、どの店を載せるかということが、国語的には非常に重要で、そこはとっかえひっかえ店をかえてみたりとかしたんですね。ほかの学校から来る先生たち用なので、子供たちはどう考えているのか、大人は帰りに一杯飲むに違いないとか、ラーメンを食べるに違いないと思っていたりする。いろいろ店を吟味しましたが、許可をもらいに行ったらもちろん宣伝になるわけですから、許してくれました。

教師の役割としては、いわゆるコーディネーター役です。だから、これからそこのお店に行くとかいうときに、もちろん子供が電話をするんだけど、実はその裏でこっそり教師が連絡をしてあって、学習が円滑に進むようにしておく。そういうところが、こういう学習での教師の役目だと思います。また子供がいきなり承諾書を持って、これはどちらかという肖像権あたりのことが多いんですけど、ほかの学年の子供に、「この写真を使わせてくれ」

と言いに行くわけですよ。1年生なんか、「何のことやら」という話ですよ。それを行うときに実は教師側のほうで、ほかの学年の先生たちに、「今、6年生はこういう活動をしていて、子供たちが行くので、そのクラスの子たちに事前に伝えておいてあげてくれ」「仲立ちしてくれ」とかお願いしておく。その辺が役割だなと思っています。

【岸本】　いま伺っただけでも、許諾をとる手続まで踏み込んで教えるということに際して、先生方のものすごくいろんな綿密な準備があつてのことなんだなということを実感しましたけれども、それがあつて、子供たちも実際に許諾をもらう喜びというんですか、達成感といいますか、それを実際に保護者会で配るなんてことも、自分たちが配ってみることで、実際にその成果物がどう利用されるかを見るという機会に恵まれて、まさに体験を通して作品をつくることの喜びとか、人の作品を大切に扱うということに関しての重要性を体感したのではないかなと思います。

さっき先生も、必要性を感じているけれども時間を別にとるのは難しいという学校が大半であるとおっしゃっていましたね。それはそうなんだろうと思いますし、今お伺いしたように先生方の十分な準備が必要であるということもあるんですけども、でも、教科指導の中に埋め込むということによって、先生方は時間を別にとる必要はなくなるということですね。実際、作品制作と組み合わせてみることで、教育課程の中でうまく著作権教育を組み込んでいくということが可能であるという、この辺ですね。同時に地域社会との交流もできるという、この辺が非常にほかの学校も取り込みやすく、参考になるのではないかなと感じました。どうもありがとうございました。

【佐和】　どうもありがとうございました。ご清聴ありがとうございました。(拍手)